

基本目標1 ■ 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立

憲法において個人の尊重，法の下での平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきました。男女共同参画の視点に立った法律や制度は，徐々に整備されてきていますが，社会の慣習やしきたりについては，未だに性別による固定的役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し，できるところから行動していくことが大切であり，そのための意識啓発や教育・学習の充実を図っていきます。

また，男女の個人としての尊厳を重んじるという観点から，男女間におけるあらゆる暴力をなくすための取組や，メディアにおける人権侵害防止への配慮も重要な課題であり，そのための幅広い取組を推進していきます。

男性と女性が互いを認め合い，互いに人権を尊重しつつ，性別にかかわらず，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 主要課題

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 男女共同参画の理解の促進と意識の改革
- 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 4 メディアにおける人権の尊重

主要課題1 ■ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

● 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的役割分担意識（注）をあらため、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成することが重要です。そのためには、学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実が求められています。

次代を担う子どもたちは、性別の違いにかかわらず、男女が平等な社会で生きる権利があります。学校教育においては、男女平等の意識づくりが不可欠であり、発達段階に応じて、男女の身体的な違いや特性を踏まえたうえで、個性を尊重した教育の充実を図ることが重要です。そのためには、学校教育関係者に対して男女共同参画に関する理解の促進を図る必要性があることから、研修内容の充実や、学校運営等に男女共同参画の視点を導入することが大切です。

社会情勢の変化により、社会生活に必要な学習や生きがいとしての趣味や教養等の学習意欲が高まり、生涯学習の重要性が増しています。一人ひとりが充実した生活を送るために、多様な活動を主体的に行えるような学習環境の整備が必要です。そのためには、市民の学習意欲や能力、適性に応じ、いつでも、どこでも、だれもが日常生活を通して学習活動が続けていける体制づくりが必要です。

また、家庭での教育や家庭内の男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成に大きな役割を果たします。家庭や地域においても、子どもがのびのびと自分らしさを発揮できるような教育・学習の充実が求められています。

コ ラ ム

学校教育では、男女平等の教育を実施しており、大学生までは男女が平等であるという認識が強いように感じます。学生の時には男女格差はほとんど感じていないのに、社会に出てから少しずつ感じ始め、年を重ねるごとに大きな隔たりを感じるということです。しかし、職場の後輩である20代から30代前半の男性は、家事や育児の分担には、かなり協力的な考え方があるようです。

40代後半の年配の人ほど平等意識が薄れているようです（反省も含めて）。ということは、このような年代の方にこそ教育・学習の機会が必要なのかもしれません。

（野木崎在住 40代 男性）

● 施策の方向

1 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 人権尊重を基盤にした、個人の資質を尊重する男女平等教育の充実を図ります。
- 教育活動全体を通して男女共同参画を推進する実践的な活動の充実を図ります。
- 男女共同参画に関する理解促進のための教職員研修の充実を図ります。
- 男女共同参画の視点を持って、家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義等について考えるための教科として、家庭科教育の充実を図ります。

2 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 家庭や地域において子どもが自分らしさを発揮できる環境整備のため、大人が子育てや家庭教育について学習する機会の充実を図ります。
- これまで主に女性によって担われていた家庭責任を男性が担っていけるような学習の場を提供します。
- 夫婦共同による子育ての重要性について広報・啓発活動を行います。
- 男女共同参画の視点に立った育児教室の開催を推進します。
- 地域社会における男女平等を実現するため、学習機会の充実を図り、地域団体と連携をとりながら平等意識の啓発に努めます。

3 社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- あらゆる年代の男女の生涯学習への参加促進を図ります。
- 様々な分野の専門知識を有する市民を対象に、生涯学習指導者としての登録制度を設け、市民の利用を促します。
- 社会教育施設における計画的、効率的な運営を推進し、多様な活動を主体的に行えるような学習環境を整備します。
- 男女共同参画学習の促進のための拠点機能の整備を検討します。
- 町内会等地域活動における男女共同参画への理解を促進します。

(注) 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

主要課題 2 ■ 男女共同参画の理解の促進と意識の改革

● 現状と課題

平成15年10月に守谷市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」(注)では、男女の平等感について「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・習慣・しきたりなど」「自治会などの住民組織」「市民活動への参加機会」「レジャーを楽しむ機会」「生涯学習の機会」の10の場面で調査した結果、「職場」「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」について「男性の方が優遇されている」と思う人が70%前後と高い結果となっています。特に、「社会通念・習慣・しきたり」について「男性の方が優遇されている」と思う人の割合は、女性77.8%、男性73.8%となっています。

男女共同参画の視点に立った法律や制度は整備されましたが、そのような中でも家庭、地域、職場などにおいては、依然として性別による固定的役割分担意識が残されているのが現状です。

このような現状を踏まえ、家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担の解消に向け、これまでの男女の概念にとらわれない各種講座の開設や、男女が共に学び、協力し合う機会の提供などの意識啓発を推進する必要があります。

また、広報紙やインターネット等の多様な媒体を通じた意識啓発や法律・条例等の周知、情報提供をしたり、調査・研究を行うことで、男女平等の意識づくりを進める必要があります。

性別によって個人の選択や可能性を狭めるような社会制度・慣行については、男女共同参画の視点で見直していくための情報提供をすることが重要です。

コ ラ ム

男女共同参画に関する条例制定、計画策定にともない昨今ますます男女共同参画の理解と意識改革が必要とされています。地域社会に目を向けるとあまり意識が進んでいない現状を実感し、また温度差を感じます。私たちの身近なところから男女共同参画の実現は社会に活力を取り戻す平等な社会の実現であることをPRし、理解を促し、難しい内容でないことを説明し、少しずつ意識をかえていく必要があるのではないのでしょうか。

(百合ヶ丘在住 50代 女性)

● 施策の方向

1 男女共同参画に関する意識啓発

- 市民一人ひとりの意識改革のために、あらゆる年代の男女に対して啓発活動を行います。
- 男女共同参画に関する情報の収集・整理・提供を行います。
- 男女共同参画の理解を深めるため、講演会やフォーラムを開催します。

2 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- 男女共同参画の理解を深めるため、広報紙、インターネット等の多様な媒体による情報の提供を推進します。

3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 男女共同参画に関連する法律や制度の周知に努めます。
- 男女共同参画社会実現を阻害する社会制度や慣行の調査を実施し、見直しのための意識啓発を図ります。

4 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

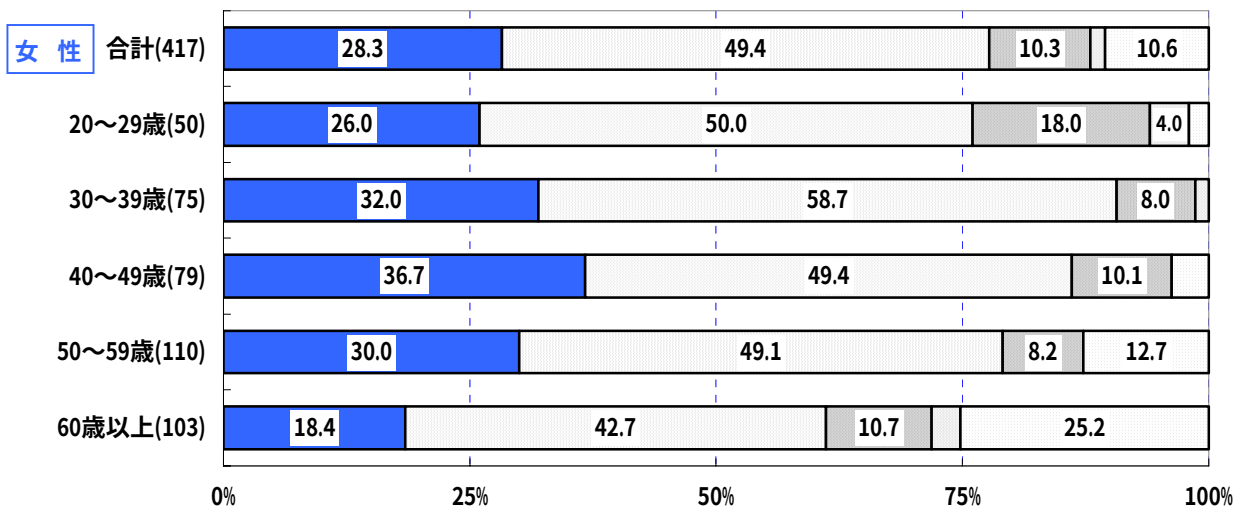
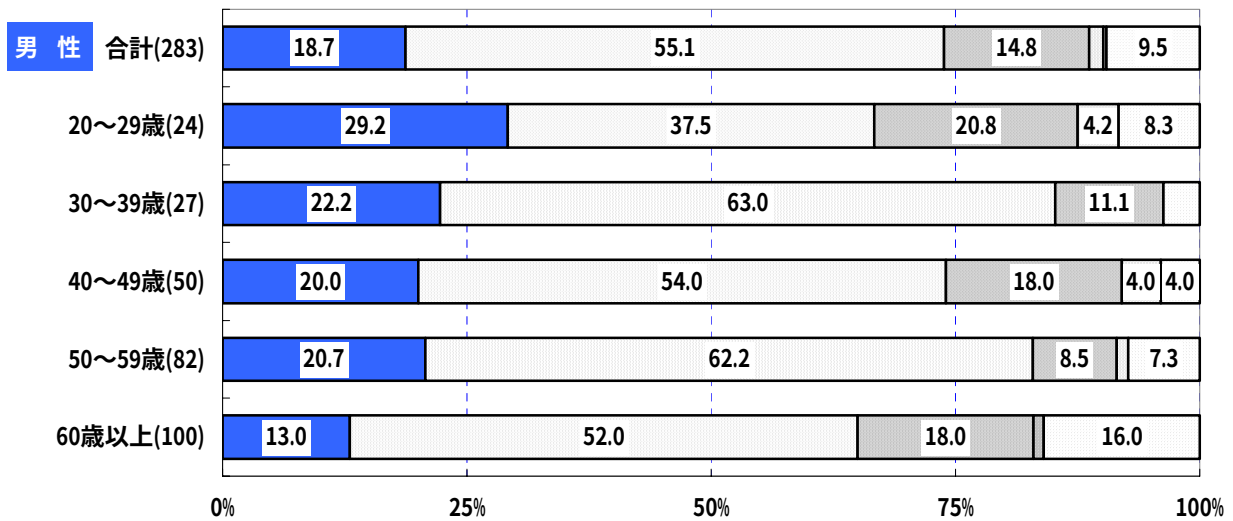
- 男女共同参画を推進する条例についての研究・検討を進めます。
- 男女共同参画都市宣言実施についての検討を進めます。

(注) 男女共同参画に関する市民意識調査

平成15年10月に守谷市が実施した調査。市内在住20歳以上の男女2,000人を対象とし、回収率は35.1%。

● 社会通念・習慣・しきたりなどにおける男女の地位の平等感

平成15年度 「守谷市男女共同参画に関する市民意識調査」



- ☒ 男性の方が非常に優遇されている
- ☐ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ☐ 平等
- ☐ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ☐ 女性の方が非常に優遇されている
- ☐ 不明

主要課題3 ■ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

● 現状と課題

近年、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（注1）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（注2）、性犯罪等が大きな社会問題となっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、自由を奪うものです。暴力被害の現状や性別による固定的役割分担意識など、男女の置かれている状況を考えると、早急に対応する必要があります。

しかし、女性に対する暴力は、暴力をふるう側にも受ける側にも、それが犯罪であり社会問題であるという認識が少なく、またこれらの暴力は家庭や職場など身近な関係で生じることが多いため、なかなか表面化しない現実があります。

このようなことから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（注3）や、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）（注4）が制定され、問題解決への取組が求められています。

市民意識調査においても、殴ったりけったりという身体的な暴力の被害を受けたことが何度もあると回答した人が、女性で4.3%となっており、暴力の存在が明らかになったことから、対応が求められています。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）（注5）にセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が明記され、事業主における取組が義務づけられています。

このような暴力に対処するために、防止対策の推進と、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、国、県及び関係機関との連携を図る取組が必要です。

コラム

配偶者や恋人との間で、多くの人は暴力など無縁だと思っているかもしれませんが。それ自体はいいことなのですが、『暴力』は身体に及ぼす暴力だけとは限りません。生活費を渡さず経済的に困らせる、威嚇する、無視するなど精神的苦痛を負わせることも含まれます。「誰のお陰で飯が食えるのか」「なんだと、このやろう」などは、まさしく言葉の暴力となります。悪気はなく、日常の何気ない行為だったとしても、肉体や経済的に優位な立場で相手を傷つけているかもしれません。

（松ヶ丘在住 50代 女性）

● 施策の方向

1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

- 配偶者等に対する暴力は犯罪であるという認識を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
- 暴力が子どもへもたらす影響についての調査研究情報を収集し、提供します。

2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- 学校、地域などのあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントについて市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を実施します。
- 事業所等においてセクシュアル・ハラスメント防止対策を図るための啓発活動を強化します。

3 相談体制の整備

- ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等、男女間におけるあらゆる暴力に関する相談窓口のあり方について研究・検討します。
- 暴力に関する相談体制の整備に向けた人材育成のため、研修機会の提供を図ります。
- 配偶者暴力支援センター、警察、福祉事務所等の、被害者の保護にかかわる関係機関との連携を図ります。

Ⅰ 計画を推進するための基本的方向と具体的施策

基本目標1 男女の人権の尊重と男女平等意識の確立

(注1) パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

親密な関係にある男女間で行われる身体的・精神的な暴力のこと。

(注2) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること。または性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えること。

(注3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年4月に制定され、10月13日（一部は平成14年4月1日）から施行された。平成16年12月2日には、配偶者に限っていた保護命令の対象を元配偶者に拡大すること、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令制度を設けることとともに、退去命令の期間を2か月に延長することなどを柱とした改正法が施行された。

(注4) ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

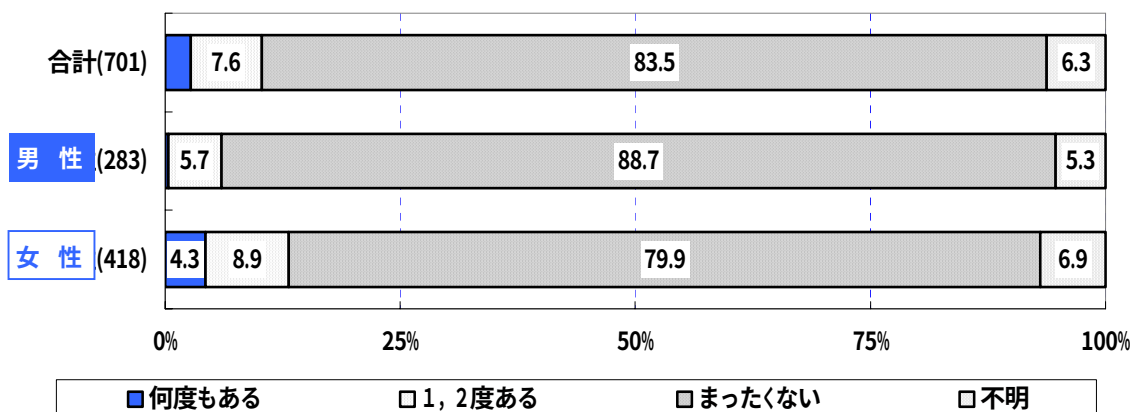
平成12年5月成立、同年11月に施行。被害者からの警察への相談・申し出に応じ、つきまとい等の行為者に対し「警告」を、さらに従わなかった場合は国家公安委員会が「禁止命令」を、それにも違反した場合は刑事罰が科せられる。

(注5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることを目的とする法律。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇にいたるまでの雇用管理のすべての段階における女性差別が禁止された。

● 身体的暴力の被害経験

平成15年度 「守谷市男女共同参画に関する市民意識調査」



主要課題 4 ■ メディアにおける人権の尊重

● 現状と課題

近年の社会的環境の変化、高度情報通信技術の進展により、新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画、インターネットなど多様なメディアを通じてもたらされる情報は増大し、人々の思考や行動に大きな影響を与えており、その影響はさらに拡大するものと予想されます。

このように大量の情報が発信されている中で、人権尊重への配慮に欠けた、女性の性的側面のみを強調した表現や、性別による固定的役割分担意識を思わせるような表現をすることのないよう、配慮する必要があります。また、様々なメディアにおける性に関する情報等の氾濫や暴力の取扱い、特に青少年への有害な影響が懸念されています。

このような問題を解決するため、表現の自由を尊重しつつ、情報の発信側、情報の受けて側双方に対して、配慮と理解を働きかける必要があります。

そして、性別による固定的役割分担や女性に対する暴力を助長するような表現について、自己判断できるよう情報に対する判断力の向上が、メディアの発信者だけでなく情報の受け手にも求められています。日常生活において提供される情報が増大する中で、情報を受ける側もそのまま受け入れるのではなく、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解したうえで、情報を選択して、主体的に読み解き、理解し、活用していく能力を身につける必要があります。

コ ラ ム

何気なく流れた映像により、その人の人生が大きく変わるということをよく耳にします。メディアから発信された何気ない言葉が、人を喜ばしたり、傷つけたりします。

判断力が未熟な子どもたちが、知る必要のない映像や目を覆いたくなるような映像など、また、聞くに堪えない言葉をメディアを通して知るとは、その後の人間形成に影響がでると思われるので、人権の尊重を図る意味でも、メディアでの自主規制をかけていただけるシステムを構築して欲しいと思います。

(野木崎在住 50代 女性)

● 施策の方向

1 男女の人権を尊重した情報発信の推進

- 男女共同参画の視点に立ち、男女の人権に配慮した情報の発信に関する理解と配慮を促進するための啓発活動を推進します。
- 市で発信する情報・刊行物に対するガイドラインを設け、メディアにおける人権尊重を推進します。

2 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）（注）向上の促進

- 情報を活用できる能力の向上のための啓発活動を推進します。
- 学校教育における情報教育を推進します。

（注）メディア・リテラシー

メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

● メディアにおける性・暴力表現について

平成15年度 「守谷市男女共同参画に関する市民意識調査」

